

別 紙

\*使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。（使用料の納付）

\*使用料（長期係留に係る使用料を除く）は、前納しなければならない。

長期係留に係る使用料は、次の各号に掲げる期間に係る使用料の区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

(1) 第1期（4月から9月まで）に係る使用料【5月31日まで納付】

(2) 第2期（10月から翌年3月まで）に係る使用料【10月31日まで納付】

前2項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、後納し、又は町長の指定する期限までに納付することができる。

別 表

使用区分			使用料	
長期係留	係留設備の長さ	8m級	年 額	138,000 円
	//	10m級	//	228,000 円
	//	12m級	//	312,000 円
	//	14m級	//	384,000 円
	//	16m級	//	480,000 円
	//	18m級	//	576,000 円
一時係留	係留設備の長さ	8m級	日 額	1,320 円
	//	10m級	//	1,860 円
	//	12m級	//	2,400 円
	//	14m級	//	2,940 円
	//	16m級	//	3,480 円
	//	18m級	//	4,020 円
その他の施設			無 料	

船の全長	船の実際の長さ
8m未満	8m級
8m以上10m未満	10m級
10m以上12m未満	12m級
10m以上14m未満	14m級
14m以上16m未満	16m級
16m以上18m未満	18m級

- 備考 1 上記使用料には消費税を含むものとする。  
 2 年度途中からの使用については、月割計算とする。  
 3 1月未満及び1日未満の端数は、それぞれ1月及び1日として計算する。